

平成29年10月6日

答申第789号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会ディレクターの書類送検について」として、「6月28日に貴協会ディレクターが、傷害容疑で書類送検されている。このディレクターの名前、及びその容疑の全貌について、更に貴協会の責任」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、「協会の責任」に係る文書は開示したが、「ディレクターの名前」に係る文書は、個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項3号に該当するため、「容疑の全貌」に係る文書は、NHKは保有していないため、いずれも開示できないとした。

これに対して、視聴者から「ディレクターの氏名」について、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、規程第8条1項3号に該当し、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、規程第8条1項3号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年10月6日（第253回審議委員会）

第802号諮問、審議、答申